

メイドーグループ

# グリーン調達ガイドライン

【第3版】

2023年6月



株式会社 **メイドー**

私たち（株式会社メイドー）は「良い品を安く、早く」を基本とし、企業活動のあらゆる面において、ステークホルダーの皆様と連携し、持続可能な社会の発展への貢献のため、「環境負荷低減」「低炭素社会の実現」「循環型社会の実現」に向けて活動してまいりました。

しかしながら地球環境は、資源の大量消費による枯渇、産業廃棄物の発生、自然破壊等による地球温暖化や異常気象の問題が年々多様化し、深刻化しております。

私たちには、今後も更に地球環境と調和を図り自然環境に寄り添い、社会と共に継続的な成長を目指した事業活動が求められています。

私たちは、これからも地球環境の保全に対する活動において、ライフサイクル全体を考慮し、継続的に進めてまいります。そのためには、お取引先様のご協力が不可欠となります。

皆様におかれましては、弊社の理念をご理解いただいた上で、今後とも、サプライチェーン一体となり、ご協力とお取組みをお願い申し上げます。

株式会社メイドー

執行役員 管理本部長

片山 雅浩

私たちは、ステークホルダーの皆様へ支持される製品・サービスを提供するため、より安全で安心な原料、資材及びサービス等の調達を行います。

公平かつ公正なお取引を通じ、皆様とのパートナーシップを構築していきます。また、環境保全やサステナビリティの取組みを推進します。

持続可能な社会を目指すために、以下の項目に配慮した調達活動を推進します。

## 1. 環境汚染物質の削減

- (1)環境、動植物や人に対し、負となる影響を与える物質の使用及び放出が抑えられていること。
- (2)GHG や NOx 等の排出が抑えられていること。

## 2. 省エネルギー、省資源

- (1)製造、輸送及び使用段階で、資源やエネルギーの消費が少ないこと。

## 3. 生物多様性への配慮

- (1)生物多様性の保全に取り組んでいること。
- (2)環境負荷の低減や持続可能な方法で資源を有効利用していること。

## 4. 3R の推進

- (1)長寿命化、減量化及び再生材使用により、廃棄物の発生が抑制されていること。
- (2)繰り返し使用が可能であること。
- (3)再生材やリサイクルしやすい素材を使用していること。
- (4)廃棄後では、分離、分解及び分解が容易であり、資源として利用しやすいこと。

# お取引先様への依頼事項



弊社は環境に配慮した事業活動を心がけております。

以下の依頼事項につきましては、ご理解の上、ご対応をお願い致します。

No.	項目		対象のお取引内容 ※1	環境取組の対象		
				製品・サービス※2	拠点 ※3	物流 ※4
1	環境マネジメントシステムの構築	環境マネジメント体制の構築	(1)~(5)	—	○	—
		ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進	(1)~(5)	○	○	○
2	温室効果ガス(GHG)の低減	ライフサイクルでの GHG 排出量の低減 カーボンニュートラル達成に向けた活動の推進	(1)~(5)	○	○	○
3	水環境インパクトの低減	「水資源」「水質」に対するインパクトの低減	(1)~(5)	—	○	—
4	資源循環の推進	納入品、拠点や物流における資源環境の推進	(1)~(5)	○	○	○
5	化学物質の管理	車両用の部品、用品、原材料(製品の梱包・包装資材)に関する化学物質の管理(廃止・低減等)	(1)~(3)	○	—	○
		弊社拠点で使用する原材料、副資材、包装資材等に関する化学物質の管理(廃止・低減等)	(2)~(3)	○	—	—
		お取引先様の事業活動での化学物質の管理(廃止・低減等)	(1)~(5)	—	○	—
6	自然共生社会の構築	納入品及び拠点での生物多様性の配慮と自然共生の推進	(1)~(5)	○	○	○

※1 (1)委託車両、部品、用品 (2)原材料、副資材 (3)梱包、包装資材 (4)物流：弊社からの委託 (5)設備、工事、清掃、造園

※2 製品・サービスは弊社に納入いただく部品、原材料、副資材、梱包・包装資材、設備、治具、工事、清掃、造園等が該当します。

※3 拠点は、お取引先様の工場、研究所、事務所、営業所、物流施設等、事業に関する場所が該当します。(物流事業者やサービス提供事業者も含まれます)

※4 物流は、弊社への納入物流、弊社からの委託物流が該当します。

# 1 環境マネジメントの構築と推進

## (1) 環境マネジメント体制の構築

①弊社は、環境保全活動を組織的に管理し、継続的改善に取り組んでいます。

お取引様先においても、環境保全活動を推進し、継続的な改善が実現できる環境マネジメント体制の構築、またはそれに準ずる活動をお願い致します。

②環境マネジメントの確実な推進のために「ISO14001」「エコアクション21」等の外部認証の取得及び継続更新をお願い致します。

③認証取得しない場合は、事業活動を行う上で必要な環境活動、環境法令順守等を確実に実施するための体制の整備及び、その先のお取引先様への必要に応じた展開や啓発等をお願い致します。

## (2) ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進

①弊社ではライフサイクルの各段階における環境負荷の評価や低減に努めています。

お取引先様でも開発段階からライフサイクル全体を考慮いただき、環境負荷の低減となる取組みをお願い致します。

②環境パフォーマンスを確認するためにデータ(製品の製造等に関わるエネルギー使用量、GHG、NOxの大気への排出量や廃棄物発生量等)の提出をお願いした場合は、ご協力をお願い致します。

※製造工程の変更や設計の変更等の変化点が発生した場合も環境負荷等に関して、確認させていただく場合があります。

## 2 温室効果ガス(GHG)の低減

弊社では、ライフサイクル全体の温室効果ガス(GHG : greenhouse gas)排出量を定期的に確認し、評価し、低減に努めています。お取引先様においても、製品やサービスに関して、積極的な GHG 排出量低減の取組み(評価や目標の設定等)をお願い致します。

### (1) 購入資材における GHG 排出量の低減

- ①部品の軽量化等による原材料の使用量低減
- ②製造時の GHG 排出量の少ない原材料の使用促進
- ③再生材、バイオマス素材の使用促進

### (2) 各拠点における GHG 排出量の低減

- ①お取引先様の生産における GHG 排出量の実績管理と低減をお願い致します。  
生産以外も含めた拠点(事務所、営業所、物流倉庫等)も同様に実施をお願い致します。
- ②カーボンニュートラルに向けた取組みをお願い致します。

### (3) 物流における GHG 排出量の低減

- ①お取引先様から弊社への納入物流の GHG 排出量の低減をお願い致します。
- ②弊社からの委託物流の GHG 排出量の低減をお願い致します。
- ③以上を管理するため、燃料使用量や走行距離等を定期的な実績管理をお願い致します。

### (4) 使用における GHG 排出量の低減

- ①完成車の走行時の GHG 排出量低減(燃費向上)に寄与する製品の設計及び開発をお願い致します。
- ②弊社に納入いただく生産設備や付随する設備は、GHG 排出量低減(省エネ)に寄与する設計、開発及び提案をお願い致します。

### (5) 廃棄、リサイクルにおける GHG 排出量の低減

- ①お取引先様の製品が最終的に廃棄又はリサイクルされる際の GHG 排出量低減に寄与する製品等の設計、開発をお願い致します。

### (6) フロン排出量の低減

- ①お取引先様の拠点や納入製品において、フロン類を使用している場合は低 GWP フロン及びノンフロンへの転換等の対応にご協力をお願い致します。
- ②フロンの廃棄に関しても適正処理をお願い致します。

### 3 水環境インパクトの削減

MEIDOH

中長期的には水使用による「水資源枯渇」が重要な課題になりつつあります。さらに「水質」に対する影響も同様に重要な課題と認識しております。

弊社では水環境に対する影響を低減するべく、活動を推進しています。お取引先様におかれましても、水環境インパクトの低減をお願い致します。

「水資源」に対する影響の低減について、お取引先様の拠点(工場、研究所、事務所、営業所、物流施設等)において、以下の様な取組みをお願い致します。

- (1) 水使用量の削減
- (2) 雨水の利用
- (3) 工場等での水の循環利用
- (4) 排水の水質向上
- (5) 取水源の保全
- (6) 水資源の有限性と重要性の意識向上

## 4 資源循環の推進

MEIDOH

弊社では自動車リサイクル法や欧州 ELV 指令等、国内外における法規制対応に加え、再生材の活用、リサイクルを考慮した設計、各拠点での廃棄物低減やリサイクル活動等の資源循環活動を推進しています。

また、原材料や水などの天然資源の消費を抑制し、環境負荷を可能な限り低減するよう取り組んでいます。

お取引先様にも資源循環への取組みにご協力をお願い致します。

### (1) 納入製品（サービス含む）、お取引先様の拠点や物流における資源循環の推進

枯渇性資源の使用量を低減するため、製品使用後の適正処理、リサイクルを考慮した製品の開発及び日常業務等における弊社への積極的な提案をお願い致します。

- ①省資源設計の促進
- ②再生材の活用促進
- ③クローズドループリサイクルの促進
- ④バイオマス素材の利用の促進

※生物多様性への十分な配慮をお願い致します。

### (2) 製品使用後の廃棄時の適正処理、3R を考慮した素材・製品の開発

製品が使用後に廃棄される際に適正処理、リユース、リデュース、リサイクルが実施しやすくなる取組み及び、日常業務等において弊社への積極的な提案をお願い致します。

- ①材料の選定
- ②分離、分解、分別の容易性
- ③廃棄処理の容易性、発生量の削減、適正管理
- ④製品の長寿命化 等

なお、必要に応じて適正処理方法、リサイクル方法の説明をお願い致します。

また、処理困難な新素材や新製品は、事前に弊社担当者まで相談をお願い致します。

### (3) 拠点における廃棄物の低減とリサイクルの推進

お取引先様の拠点(工場、研究所、事務所、営業所、物流施設等)における廃棄物についても、発生量の低減とリサイクルの推進をお願い致します。

### (4) 物流における梱包、包装資材の使用量低減

物流における梱包及び包装資材についても、使用量低減をお願い致します。

## 5 化学物質の管理

MEIDOH

弊社は、欧州 ELV、REACH、化審法等、国内外における法規制に対し、化学物質の管理(廃止、低減等)及びリサイクル率の向上への取組みを推進しています。

### (1) 車両用の部品、用品、原材料(これらの製品の梱包、包装資材含む)に関する化学物質の管理 (廃止、低減等)

開発、設計、生産準備、量産段階、梱包及び包装資材等における化学物質の管理(廃止、低減等)と樹脂、ゴム部品の材質表示をお願いします。

#### ①開発、設計、量産段階における化学物質の管理 (廃止、低減等)

- 化学物質の廃止、低減及び使用情報の管理は定められた手順に従って下さい。
- 部品、原材料を新たに設定した、材料変更及び重量変更が発生した場合、対象の部品、原材料及び副資材等の化学物質データの調査結果を提出して下さい。
- 弊社から個別に部品、原材料に対し材料や化学物質の調査をお願いした際は、その結果を弊社担当者まで提出をお願い致します。
- 開発、設計、生産準備、量産段階で必要に応じ、お取引先様を工程監査します。
- 化学物質の調査結果にてご報告いただいた内容と異なることがないよう、お取引先様が購入される部品、原材料の管理や製造工程での混入防止を実施して下さい。  
必要に応じて、データの提出をお願いする場合があります。

#### ②梱包、包装資材の化学物質の管理

- 梱包、包装資材は禁止、制限物質を含有しないよう材料選定をお願い致します。

#### ③樹脂、ゴム部品の材質表示

- 樹脂部品及びゴム部品等についても可能な限り表示をお願い致します。

## (2) 弊社拠点で使用する化学物質の管理

弊社の拠点で使用する納入、持込み材料、原材料、副資材、梱包・包装資材の化学物質管理（廃止、低減等）をお願い致します。

### ①納入、持込み材料の化学物質管理

■納入、持込み材料は使用禁止物質を含有しない物を使用して下さい。

### ②原材料や副資材の化学物質の管理

■原材料や副資材の新規採用計画時には、納入材料の「安全データシート(SDS)」等、事前検討に必要な情報は弊社担当者に提出して頂きますようお願い致します。

■SDSは最新状態を保つため、法改正などにより記載内容が変更となった場合は、速やかに最新版を提出して頂きますようお願い致します。

### ③梱包・包装資材の化学物質の管理

■梱包・包装資材の設定時は禁止物質を含有しないことを確認し、選定して下さい。

## (3) お取引先様の事業活動における化学物質の管理（廃止、低減等）

以下についての活動をお願い致します。

### ①VOC 排出量の低減

### ②PRTR 対象物質排出量の低減

### ③その他、関連する化学物質管理

※世界的に化学物質規制は、個々の物質の有害性のみに注目していた「ハザード管理」

から人や動植物への影響に注目する「リスク管理」へと変わってきています。

また、企業は製品中の化学物質の含有情報収集とサプライチェーンの管理が求められています。

## 6 自然共生社会の構築

MEIDOH

弊社では、自然への配慮は企業活動の存続の前提であるとの認識に基づき、自然保護や生物多様性保全の重要性を理解し、自然共生社会の構築に取り組んでいます。お取引先様におかれましても生物多様性に対し十分なご配慮をいただき、自然共生社会の構築に向けた取り組みをお願い致します。

### (1) 納入製品(サービス含む)及び拠点における生物多様性の配慮と自然共生の推進

生物多様性や自然への影響の最小化をお願い致します。また、生物多様性保全に貢献する製品の積極的な提案もお願い致します。

### (2) 納入製品における生物多様性の配慮

原材料まで遡り、生物多様性への影響を最小化した製品の開発をお願い致します。

特に、植物由来原料を使用する場合は生物多様性への十分な配慮をお願い致します。

### (3) お取引先様の拠点における生物多様性への配慮

生物多様性の重要性を理解いただき、開発等による自然への影響の最小化をお願いします。

また、自然の保全に取り組む地域、団体等との協働や連携も含め、自然環境をより良くする活動も可能な範囲でお願い致します。

### (4) 以下の取り組み推進による自然との共生

「1. 環境マネジメントシステムの構築」

「2. 温室効果ガスの低減」

「3. 水環境インパクトの低減」

「4. 資源循環の推進」

「5. 化学物質の管理」

以上の取り組みを推進することで、間接的に自然共生社会の構築につながります。

自然共生社会の構築念頭に取り組みをお願い致します。

## (1) 自動車リサイクル法

使用済み自動車のリサイクルと適正処理を推進する為に、自動車メーカーの他、関係者に適切な役割分担を義務付ける法律。

## (2) 欧州 ELV 指令

2000年に発行した「使用済み自動車(ELV)のリサイクル指令(2000/53EC)」のこと。

使用済み自動車による環境負荷低減の為に、製品中化学物質の使用制限と高いリサイクル率を確保する為の回収ネットワークの構築等を定めている。製品含有物質には信頼性の観点で代替品が無い場合、適用除外項目もある。

## (3) 欧州 REACH 規則

2007年に発行した「化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則」のこと。

化学物質管理の企業責任を明確に求めており、この規制のもと企業は自社で使用し、含有する化学物質の把握し、リスク評価及びサプライチェーンを通しての管理が義務付けられている。

## (4) 化審法

1974年に施行した「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」のこと。

新たな工業用化学物質(新規化学物質)について事前審査を行い、化学物質の有害性に依じて輸入や製造について規制したもの。

化学物質の蓄積性、分解性や毒性を審査・規制し、生物への被害を防止することが目的です。

## (5) PRTR 制度 (Pollutant Release and Transfer Register)

有害性のある化学物質がどのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握、集計、公表する仕組みのこと。

対象となる化学物質を製造及び使用している一定規模以上の事業者は、どのような化学物質を1年間にどれだけ環境中に排出及び移動したかを自ら報告し、その結果を行政機関が集計・公表している。

(6) ISO14001

環境マネジメントシステムに関する国際規格のこと。

(7) ライフサイクル

製品、サービスの原材料調達、設計、生産、流通、使用、維持管理、廃棄、リサイクルまでのすべての段階のこと。

(8) LCA (Life Cycle Assessment)

製品やサービスの環境負荷をライフサイクルで評価する手法のこと。

(9) 低 GWP フロン

温暖化の影響の強さを示す地球温暖化係数(Global Warming Potential)が小さいフロンのこと。

(10) ELV (End of Life Vehicle)

使用の目的を終了した使用済み自動車のこと。自動車リサイクル法では、引取り業者に使用済みとして引取られた車が使用済み自動車となる。

(11) クローズドループリサイクル

端材、スクラップや廃車等の廃棄物から同じ製品に再生すること。

(12) VOC (Volatile Organic Compounds)

揮発性有機化合物のこと。

塗装や接着剤の溶剤等、常温常圧で揮発しやすい有機化合物。

(13) IMDS (International Material Data System)

部品のお取引先様が製品の材料と含有物質のデータを標準化されたフォーマット、プロセスで入力するグローバルな自動車業界標準の材料データ収集システム。

(14) SDS (Safety Data Sheet)

化学物質等、安全データシートのこと。

化学物質や原材料（化学物質が含まれる）等を安全に取扱う為に必要な情報を記載したもの。

**【補足】**

1. お取引先様からご提供いただいた報告書等の書類は、外部へ公表することはありません。
2. 本ガイドラインの内容は、法規制や社内規定等の改定により、変更する場合があります。
3. 本ガイドラインに関するご質問は、グリーン調達ガイドライン担当窓口までお願い致します。

グリーン調達ガイドライン

【発行】 2023年6月1日（第3版）

【発行部署】 管理本部 ESG推進室

【規格】 環境運用管理規定(ME-0701)